

償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 共有資産は、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産の申告について

- (1) ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。
- (2) 所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

3 提出していただく書類

- (1) 必ず提出していただくもの

①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

- (2) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を取得された場合・・・特例届出書、事実を証明する書類
非課税資産を取得された場合・・・・・・・・・・非課税適用届出書、事実を証明する書類
短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）
増加償却をされた場合・・・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
陳腐化資産の一時償却をされた場合・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）
減免該当資産を所有された場合・・・・・・・・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

- 4 提出期限 1月末日（1月末日が、土・日曜日及び祝祭日の場合は、翌週の月曜日）

5 提出先

〒849-1698

佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

太良町役場 税務課 課税係 電話 0954-67-0349（直通）

◎申告書を郵送で提出される方で控用について返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に切手を貼付し同封してください。返信用封筒及び切手の同封のない場合は返送しません。

◎実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第 408 条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、実地調査等に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。